

○鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付要綱

(令和3年12月28日告示第128号)

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鎌ヶ谷市耐震改修促進計画に基づき、災害を未然に防止し、安全で快適なまちづくりを推進するため、通学路、災害の発生時の避難路その他道路に面し、地震の発生時等に倒壊のおそれがある危険コンクリートブロック塀等の除却を行う者等に対し、予算の範囲内において、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金を交付することに関し、鎌ヶ谷市補助金等交付規則（昭和46年鎌ヶ谷市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学路 市長が別に定める道路の区間をいう。
- (2) 危険コンクリートブロック塀等 一般の交通の用に供される道路に面するコンクリートブロック、コンクリートパネル、石材等を用いて築造した塀及び門柱並びにこれらの下部にある土留めであって、市長が別に定める基準で危険と判定したものをいう。
- (3) 新築塀等 塀、フェンス、門柱、土留め及び生垣をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、危険コンクリートブロック塀等を所有するもの又は当該所有するものから管理を委託されたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (3) 当該危険コンクリートブロック塀等が設置されている同一の敷地において、既にこの要綱による補助金の交付を受けた者

2 前項の場合において、第4条第2号に規定する事業を実施する場合であって、危険コンクリートブロック塀等の除却等の時点で同号ア又はイの事業を行う時期が未定のときは、前項第3号の規定にかかわらず、当該危険コンクリートブロック塀等の除却等と当該ア又はイの事業とを分けて、補助金の交付の申請等ができるものとする。

(補助対象事業)

**第4条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 危険コンクリートブロック塀等の除却及び当該危険コンクリートブロック塀等の除却に伴い生じる資材の処分（以下「コンクリートブロック塀等の除却等」という。）を行う事業

(2) 前号に規定する危険コンクリートブロック塀等の除却等を行う事業であって、当該事業後に次のア又はイを行うもの

ア 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する新築塀等を築造する事業

(ア) 高さ1.2メートル以下の塀を築造する事業

(イ) フェンス、門柱及び土留めを築造する事業

(ウ) 次のaからdまでに定める基準のいずれにも該当する生垣を築造する事業

a 樹木の高さは、地表から0.6メートル以上かつ通行の支障にならない高さまでとする  
こと。

b 樹木は、葉が触れ合う程度に設置するものとする。

c 樹木は、道路内に越境しないように設置するものとする。

d 樹種は、ビャクシン類以外のものとする。

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助金の交付の額等)

**第5条** 補助金の交付の額は、前条第1号又は第2号に規定する経費を合算した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が20万円を超えるときは、20万円）とする。

2 前項の場合において、第3条第2項の規定により危険コンクリートブロック塀等の除却等と第4条第2号ア又はイの事業とを分けて、補助金の交付の申請等を行う場合にあっては、前項の規定により当該危険コンクリートブロック塀等の除却等に係る補助金の交付を行い、20万円から当該危険コンクリートブロック塀等の除却等に係る補助金の額を控除した額を上限として、第4条第2号ア又はイの事業に係る補助金を交付する。

(交付の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の工事に着手する日の20日前までに鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 危険コンクリートブロック塀等の位置を表示した地図

- (2) 事業に要する経費の見積書の写し
- (3) 事業の計画図面
- (4) 申請の日が属する年度の前年度の市税の納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、当該申請者の市税の納付の状況を本市が確認することに同意した場合にあっては、前項第4号に掲げる書類を添付しないことができるものとする。

3 第1項に規定する交付の申請は、補助対象事業の工事に着手する日が属する年度の12月28日までに行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 第3条第2項の規定により危険コンクリートブロック塀等の除却等と第4条第2号ア又はイの事業とを分けて、補助金の交付の申請等を行う場合にあっては、それぞれの事業で第1項の規定による補助金の交付の申請の手続を行うものとする。ただし、当該第4条第2号ア又はイの事業に係る申請の手続における添付書類は、当該危険コンクリートブロック塀等の除却等の補助金の申請の添付書類と同一の書類を除くものとする。

5 第3条第2項の規定により危険コンクリートブロック塀等の除却等と第4条第2号ア又はイの事業とを分けて、補助金の交付の申請等を行う場合の第4条第2号ア又はイの事業の補助金の交付の申請は、当該危険コンクリートブロック塀等の除却等に係る補助金の交付の決定があった日が属する年度の翌年度の12月28日までに行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

**第8条** 市長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の除却に伴い発生した資材については、補助対象者の責任において適法かつ適正に処分すること。
- (2) 第4条第1号に規定する事業のみを行う補助対象者が危険コンクリートブロック塀等の除却等が完了した日以後に新築塀等を築造する場合にあっては、建築基準法その他関係法令に定める基準に適合させること。
- (3) 第4条第2号ア(ウ)に規定する事業の補助金の交付を受けた者は、当該補助金により整備

された生垣を常に良好な状態に保つよう努めること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(変更の申請)

**第9条** 第7条に規定する交付の決定を受け、事業を行う補助対象者は、第6条に規定する申請書又は書類（以下「関係書類」という。）に記載した事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金変更承認申請書（別記第3号様式）に変更後の事項を記載した関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工期
- (2) 工事施工者
- (3) 事業実施場所
- (4) 施工方法
- (5) 補助対象経費の額

(変更の決定)

**第10条** 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金変更承認・不承認通知書（別記第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(事業の取下げ)

**第11条** 補助対象者は、事業を取り下げしようとするときは、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業取下届（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

**第12条** 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業完了実績報告書（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業に要した経費に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 事業の施工前、施工中及び施工後の写真
- (3) 事業の施工の経過が分かる書類
- (4) 危険コンクリートブロック塀等の除却に伴い発生した資材の処分報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第7条に規定

する交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行なければならない。

(補助金の額の確定)

**第13条** 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第14条** 前条の規定により交付額の確定通知を受けた補助対象者は、当該確定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(書類の整理等)

**第15条** 補助対象者は、領収書その他補助金の交付に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(委任)

**第16条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（令和元年6月19日告示第23号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則**（令和2年4月14日告示第45号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月30日告示第27号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（令和3年12月28日告示第128号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に残存する様式は、当分の間所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鎌ケ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付申請書

鎌ケ谷市長

様

住所  
申請者 氏名  
電話

鎌ケ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業の補助金の交付を受けたいので、鎌ケ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、鎌ケ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金の交付に係る審査にあたり、申請の日が属する年度の前年度に関する私の市税（個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税）の納付状況を担当職員が確認することについて同意します。（同意しない場合は、次の行にチェックをしてください。）

同意しないため申請の日が属する年度の前年度の市税の納付証明書を提出します。

記

事業実施場所	鎌ケ谷市
補助対象経費の額	円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の位置を表示した地図
- (2) 事業に要する経費に係る見積書の写し
- (3) 事業の計画図面
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付・不交付  
決定通知書

様

鎌ヶ谷市長

年 月 日付で申請のありました補助金については、下記のとおり決定しましたので、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

事業実施場所	鎌ヶ谷市
補助金	交付 不交付
補助決定額	円
不交付の理由	

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金変更承認申請書

鎌ヶ谷市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業の内容等を変更したいので、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

変更事項	変更内容									
工 期	変更前	年	月	日	～	年	月	日		
	変更後	年	月	日	～	年	月	日		
工事施工者										
事業実施場所										
施工方法										
補助対象経費の額	変更前							円		
	変更後							円		

第4号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金変更承認・不承認  
通知書

様

鎌ヶ谷市長

年 月 日付けで申請のあった鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀  
等除却推進事業の変更については、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進  
事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 決定内容 承認 ・ 不承認
- 2 （不承認の場合）理由

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業取下届

鎌ヶ谷市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業に係る事業については、下記のとおり取り下げたいので、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付要綱第11条の規定により届けます。

記

事業実施場所	鎌ヶ谷市
補助対象経費の額	円
中止（廃止）の理由	

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業完了実績報告書

鎌ヶ谷市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業が完了したので、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり提出します。

記

事業実施場所	鎌ヶ谷市
完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 事業に要した経費に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 事業の施工前、施工中及び施工後の写真
- (3) 事業の施工の経過が分かる書類
- (4) 危険コンクリートブロック塀等の除却に伴い発生した資材の処分報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金確定通知書

様

鎌ヶ谷市長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定をした補助金の額を  
確定しましたので、鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付  
要綱第13条の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業実施場所	鎌ヶ谷市
補助金額確定額	円

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付請求書

鎌ヶ谷市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話

年 月 日付け 第 号で額の確定のありました補助金について、  
鎌ヶ谷市危険コンクリートブロック塀等除却推進事業補助金交付要綱第14条の規定により、  
下記のとおり請求します。

記

事業実施場所	鎌ヶ谷市
請求金額	円
振込先	フリガナ 氏 名 : 金融機関名 : 支店名 : 口座種別 : 普通 ・ 当座 口座番号 :

備考

振込先は、補助対象者の名義の口座とすること。